

岐阜市少年自然の家 指定管理者申請要項

令和 8 年 7 月

岐阜市教育委員会 社会・青少年教育課

目 次

1 申請要項の趣旨	1
2 基本的な運営方針	1
3 申請資格	1
4 指定期間	2
5 施設の概要	2
(1) 名 称	
(2) 所在地	
(3) 施設構成・規模・構造	
(4) 運営状況（実績等）	
6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	3
(1) 管理運営形態	
(2) 管理基準	
(3) 業務の範囲	
(4) 権利義務の譲渡の禁止	
(5) 業務の再委託の制限	
(6) 従業員の雇用について	
(7) 自主事業	
(8) リスク分担に対する方針	
(9) 指定の取消し等	
(10) モニタリングの実施	
7 指定管理に関する経費	8
8 指定管理者の審査・選定の方法	8
(1) 基本的な考え方	
(2) 審査方法	
(3) 審査結果	
(4) 選定方式	
9 協定書の締結	11
10 指定までのスケジュール	11
11 申請手続等	11
(1) 申請書類の提出方法等	
(2) 提出書類	
(3) 申請に関する留意事項	
12 問い合わせ先及び書類の提出先	12
【別紙】 「提出書類一覧」及び「様式」	

1 申請要項の趣旨

少年が自然に親しみ、自然の中で集団宿泊生活を通じてその情操や社会性を豊かにし、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図ることを設置目的とする岐阜市少年自然の家（以下「施設」という。）の管理について、岐阜市少年自然の家条例施行規則（昭和62年岐阜市教育委員会規則第11号）第2条の3第1項の規定に基づき指定管理者として選定しようとする団体として認定した団体に対し、運営方針、業務範囲等を明確に示すことにより、自然の家の設置目的をより効果的・効率的に達成するためこの要項を定めます。

平成15年6月の法改正により導入された指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもので、指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的・効率的な運営の下、学習指導要領に基づいた教育活動及び体験活動並びに創造的活動及び社会体験活動などに関する高い経験値があり、環境を熟知した専門的な指導をできることが必要です。

2 基本的な運営方針

施設は、少年が自然に親しみ、自然の中で集団宿泊生活を通じてその情操や社会性を豊かにし、心身を鍛錬し、もって健全な少年の育成を図ることを設置目的としています。

この設置目的を達成するために、学校及び教育委員会との連携を行い、教育課程での利用を中心にした各種団体を受け入れるとともに、小中学生や家族を対象とした事業を実施するなど、体験活動（自然体験・文化体験）や創造的活動、社会体験活動などを行います。また、岐阜市教育委員会との連携を密にし、共催事業を円滑に実施します。

このように、本施設は、青少年が宿泊を伴った様々な体験活動をする場として、多様なサービスを提供する重要な役割を担っているため、指定管理者の創意工夫により、効果的・効率的な管理運営を図り、青少年の健全育成に寄与するとともに、市民へのサービス提供を向上させることを基本的な運営方針とします。

3 申請資格

申請資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 市と容易かつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。
- (3) 過去2年以内において、指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。
- (4) 管理運営のために必要な職員体制として、青少年育成に相当の経験を有し施設の運営に力量をもつ者、経理・管理事務に精通した者、小学校又は中学校の教員免許を有する者、野外活動に精通したインストラクター等又はこれと同等以上の技術を有する者、養護教諭の免許を有する者（看護師の免許を有する者でも可）、栄養士の免許を有する者、普通救命講習又は救命技能認定を受けた者及び甲種防火管理者の資格を有する者を配置することができる団体であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (9) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (10) 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がない団体であること。

4 指定期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日までの3年間とします。

5 施設の概要

(1) 名 称

岐阜市少年自然の家（昭和63年建築）

(2) 所在地

岐阜市山県北野2081番地

(3) 施設構成・規模・構造

本館棟 鉄筋コンクリート造3階建	3,055m ²
宿泊棟 鉄筋コンクリート造4階建	3,831m ²
屋外クラフト場 鉄骨造平屋建	175m ²
教材加工開発作業場 鉄骨造平屋建	31m ²
車庫 鉄骨造平屋建	88m ²
キャンプ場炊事場 鉄骨造平屋建	238m ²
「あじさい」広場 屋根付き丸形鉄骨寄せ棟造平屋建	400m ²
キャンプ場ログハウス「つぶらじいの家」丸太組構法平屋建	108m ²
キャンプ場器具庫 鉄骨造平屋建	58m ²

設備一覧（人数は定員 社会状況によって定員減も可能）

<宿泊棟>

宿泊室	24室	(2・3・4階 各8室 1室12人 2段式ベッド等)
リーダー室(洋室)	3室	(2・3・4階 各1室 1室8人 2段式ベッド等)
リーダー室(和室)	3室	(2・3・4階 各1室 1室4人／8畳 金庫)
浴室	2室	(2階西端各室 50人 脱衣室2室)
エレベーター	1基	(2・3・4階 乗降)
多目的トイレ	3か所	(2・3・4階 各1か所)
多目的浴室	1室	(2階 18m ²)
中央ロビー	3か所	(2・3階 84m ² 各1か所／4階 55m ² 1か所)
クラフト室	1室	(1階60人 139m ²)

<本館棟>

多目的ホール	1室	(1階 432m ² 椅子350脚等)
研修室	4室	(2階 研修室1 100m ² 84人 3階 研修室2 65m ² 42人 研修室3・4 80m ² 63人)
食堂	1室	(2階 460m ² 324席)
音楽室	1室	(3階 91m ² 54人)

<広場等の設備>

語らい広場	多目的ホール外側 野外スタンド 400人着席可
屋外クラフト場	屋根付き 蛇口8 コンセント10
炊事場	かまど48炉 蛇口36 炊事テーブル12
あじさい広場	屋根付き 400m ² 電動スクリーン1箇所 電動式吊りバトン2箇所 手動式吊りバトン1箇所 放送設備一式 照明器具 (水銀灯12、スポットライト4、投光器2) コンセント4 雨天時 (スタンドによるキャンプファイヤー150人程度・ドームテントによる宿泊15張り可能) テント 6人用 40張 寝袋400個 キャンプ場 2,000m ² 営火場 キャンプ場 230m ²

<宿泊定員>

宿泊棟	312人	キャンプ場	200人
-----	------	-------	------

(4) 運営状況（実績等）

① 事業・業務内容

ア 施設の運営に関する事

- ・ 人員配置及び人員管理に関する事
- ・ 利用者への利用案内に関する事
- ・ 施設の使用申請の受付・許可等に関する事
- ・ 使用料等の収入事務に関する事
- ・ 支出事務に関する事
- ・ 緊急時等の対応に関する事
- ・ 指定管理者の業務上の瑕疵により生ずる損害賠償に対応できるような賠償資力を確保するための適切な保険に加入する事

- ・ 施設維持管理用消耗品、事務用消耗品、清掃用消耗品の在庫管理及び消耗品購入
- ・ 施設内外の見回り及び監視

イ 施設・設備の維持管理に関する事

- ・ 清掃及びビル環境衛生管理
- ・ 施設・設備の保守点検
- ・ 修繕及び工事
- ・ 給食業務
- ・ 警備業務
- ・ 備品・消耗品等の管理点検
- ・ 各種管理業務の日誌管理及び保管

ウ 指定事業の実施に関する事

- ・ 受け入れ事業
- ・ 主催事業
- ・ 研修・啓発事業
- ・ 研究開発事業
- ・ その他教育委員会が必要と認める事業

エ 経営管理業務に関する事

- ・ 事業計画の策定業務
- ・ 業務報告書の作成等
- ・ 会計報告書の作成業務
- ・ モニタリング及び事後評価の実施
- ・ 経理規程の策定
- ・ 立入検査について

オ その他

- ・ その他施設の管理上、市が必要であると認める業務を行う事。

② 利用者数

(人)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
9,579	14,577	17,620	16,784	16,342

③ 収支決算（予算）

(円)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
130,177,701	136,740,470	136,083,837	135,617,699	134,182,015	139,630,000

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

(1) 管理運営形態

本施設は、市が支払う指定管理料（委託料）により管理運営していただきます。

市は指定管理者からの申し出に基づき、指定管理者を指定公金事務取扱者（※）として指定し、指定管理者は施設の使用料収入を市に納入していただきます。

施設の使用料は、条例に金額が定められており、市に納入していただきます。

（※）地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、公金の徴収・収納や支出に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長から公金事務を委託（指定）された者を指します。指定公金事務取扱者に指定された者は、市にかわり使用料等の公金を徴収することができます。

(2) 管理基準

① 入退所時間

- ・午前9時から午後5時まで（宿泊団体がある場合は宿泊対応が必要）

② 休所日

- ・月曜日。但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日と重なった場合はその翌日
- ・第3日曜日
- ・12月29日から翌年の1月3日まで

なお、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市の承認を得て臨時に休所し、又は休所日に開所することができます。

③ 使用許可等の基準

ア 使用の制限

- ・岐阜市少年自然の家条例第6条の各号に定める場合は、使用を許可しないでください。
- ・同条例第7条の各号に定める場合には使用許可を取り消し、又は、使用の中止を命令することができます。

イ 使用の許可

- ・岐阜市少年自然の家条例施行規則に従ってください。

④ 個人情報等の取扱・情報公開の推進

管理運営の際に知り得た個人情報等については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岐阜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月20条例第49号）・同施行細則（令和5年2月8日規則第5号）に基づき、取扱いに十分注意し職員に周知徹底を図ってください。それ以外のものについては積極的に情報公開に努めてください。なお、個人情報等に係る漏えい等の行為には、条例等に基づき罰則が適用される場合があります。また、防犯カメラの管理については、岐阜市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（令和7年一部改正決裁）に基づき、運用してください。

⑤ 目的外使用の基準（詳細は別添の「仕様書」を参照）

⑥ 災害発生時の指定管理者の対応について

本施設は、岐阜市地域防災計画において、避難所として指定を受けていますので、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合等には、次の事項に留意してください。（レッドゾーン指定対応を含む。）

ア 市災害対策本部から避難所開設の指示を受けた場合等、避難所の開設が必要な場合は、速やかに避難所を開設する。

イ 開館時間内に自主避難者が発生した場合は、避難者を受け入れるとともに、市災害対策本部に報告する。

ウ 避難状況を把握し、市災害対策本部に連絡する。また、避難民が滞在する期間は常駐し、受け入れの協力を行うこと。

エ 災害が発生した場合、施設及び周辺の状況を把握し、報告すること。

オ 施設の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止を図ること。

カ 避難所管理組織の構築を支援し、避難所の保護を行うこと。

キ その他市が特に必要と認め、指示した事項を行うこと。

⑦ 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立について

利用者の安全を確保するため、施設の立地・構造を十分ふまえた安全対策を講じるとともに危機管理対応マニュアルを策定し、市に提出すること。また、緊急連絡体制の整備や訓練の実施、消防・警察等の関係機関との連携強化など、必要な危機管理体制を確立すること。さらに、危機管理体制の点検を随時行い、必要に応じて危機管理対応マニュアルの見直しをおこなうこと。（新型コロナウイルス感染症拡大防止等の場合を含む。）

⑧ 環境への配慮について

岐阜市は、市民・事業者・行政がともに目指す大きな環境目的として、環境都市宣言をしています。

指定管理者にも、節電、CO2削減、裏面用紙の活用、ごみの減量、IPMの実施等、環境に配慮し、具体的な取り組みが求められます。

（３）業務の範囲（詳細は別添「仕様書」を参照）

- ① 施設の運営に関する業務
- ② 施設の維持管理に関する業務
- ③ 指定事業の実施に関する業務
- ④ 施設の経営管理に関する業務
- ⑤ その他の業務

（４）権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は担保に供することはできません。

（５）業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。

その他、一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。

その際、指定管理者は市に対し書面で申請し、市は申請を受けてその結果を書面で回答します。

再委託する業務については、事業計画書を提出する段階で提案することを原則とします。

再委託の申請は、年度単位又は全指定期間を対象として申請することができます。

再委託先は、岐阜市の登録業者及び岐阜市に主たる事業所を有することを原則とします。

（６）従業員の雇用について

従業員の雇用が安定し、業務の質が維持できるよう、労働法規を遵守し、適切な雇用環境の創出に努めてください。

（７）自主事業

指定管理業務に含まれていない事業でも、施設の設置目的の範囲内であれば、指定管理者が市の承認を受け、事業を行うことができます。事業にかかる経費は市の負担ではなく、指定管理者の経費負担で事業を実施していただき、そこから発生する全ての収入については指定管理者の収入とします。ただし、損失が発生した場合、市は補填しません。

（その際、その内容が目的外使用に該当すると認められる場合は、目的外使用許可を得ること。）

また、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

(8) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No.	種 類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理（管理主体）への円滑な移行（引継ぎ）	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	協定書（第4条）にて示される業務に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合（施設の瑕疵・施設改修等）	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合（事業放棄・破綻等による指定取消しまたは業務の停止）		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（岐阜市が取得するもの）	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	物価変動及び事業条件（仕様）変更以外の要因による管理運営費の増大		○
		上記のうち、急激な物価上昇等、特殊な事由が認められる場合	○	
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等の需要変動		○
		上記以外で、指定管理者の責めに帰さない事由により、当初の需要見込みと大きく異なると認められる場合	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺市民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○

上記（リスク分担表）の No.11の「利用者への対応」については、下記の「市民総合賠償補償保険（全国市長会）」は、全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなしており、本市が加入しているため、新たに保険加入する必要はありません。ただし、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象とならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険加入してください。

＜市民総合賠償補償保険＞

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき 3,000万円 1事故につき 3億円 財物賠償 1事故につき1,000万円	死亡補償保険金 500万円 後遺障害補償保険 20万 ～ 500万円 入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	主催・共催した事業での事故を対象

※ 指定管理者の負担により実施する自主事業は保険の対象とならないため、別途、自らの負担で保険加入を検討してください。また、市の許可を得ずに指定管理者が行う事業についても、保険の対象となりません。

※ 補償保険については、指定管理者は被保険者として認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

(9) 指定の取消し等

市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- ア 関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。
 - イ 関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。
 - ウ 申請要項の申請資格に不適合となったとき。
 - エ 経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じる恐れがあるとき。
- このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(10) モニタリングの実施

① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

ア 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

イ 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

ウ 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

エ 評価

施設の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

② 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告していただきます。

③ 帳簿書類等の提出要求

監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合や、指定公金事務取扱者に対する会計管理者の検査の際に、必要に応じて帳簿書類その他の記録を提出していただくことがあり、法令等に基づいて帳簿書類を保存する義務があります。

7 指定管理に関する経費

(1) 指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う委託料により、6 (2) の管理の基準及び6 (3) の業務の範囲に定める全ての管理運営を行います。

(2) 年度の委託料の算定にあたっては、以下の金額を上限額とします。

年	令和9年度	令和10年度	令和11年度
上限額 (円・税込)	150,143,000	150,143,000	150,143,000

※積算根拠は【資料1】を参照ください。

(3) 指定期間中の各年度の委託料は申請者の提案した委託料の額とし、法の改正や災害等特別な場合を除いて、原則、指定期間中は増額しません。

(4) 委託料は原則精算しませんが、協定外の事項の発生により事業計画の見直しが必要になった場合は、市と指定管理者による協議に基づき清算を実施することがあります。

(5) 当該施設の使用料は市の歳入(収入)となります。

(6) 市が提案を求め、審査により市の認めた指定管理者が行う指定事業の収入は、市の歳入(収入)となります。(自主事業の収入は、指定管理者の収入となります。)

(7) 指定管理業務に係る経理は、専用の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(8) 委託料は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準とし四半期毎に支払うものとします。なお、支払い時期や方法等は協定書にて定めます。

※ 納税義務について

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税(償却資産)等の納税義務者となる可能性がありますので、①については岐阜市役所市民税課、②については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。

なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

公の施設(以下、「施設」という。)は、市民の福祉を増進する目的を持って、市民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法等を定めます。

(2) 審査方法

提出された申請書の審査については、申請資格等に該当するかどうかを審査し、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容についても審査する第2次審査を行います。指定管理者候補者として選定後、議会の議決を経て岐阜市教育委員会が指定管理者を決定することとなります。

審査は、選定委員会(以下、「委員会」という。)において非公開で行います。なお、申請者と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日申請者へ通知します。
また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

(4) 選定方式

第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。また、審査項目10の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』の審査について、役員等の氏名、生年月日等を照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合な者は失格とします。

	審 査 項 目	適 ・ 否
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。	適 ・ 否
2	過去2年以内において、指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。	適 ・ 否
3	申請資格に記載する管理運営に必要な免許・資格を有していること。	適 ・ 否
4	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。	適 ・ 否
5	市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がない団体であること。	適 ・ 否
6	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。	適 ・ 否
7	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。	適 ・ 否
8	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。	適 ・ 否
9	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応が可能な団体及び岐阜市民のサービス提供に精通している団体で、岐阜市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であること。	適 ・ 否
10	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。	適 ・ 否
11	申請要項、仕様書の内容を満たしていること。	適 ・ 否

※ 第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、申請者又は指定管理者としての資格を喪失するものとします。

第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した申請者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については、次のとおりとし、採点は200点を満点として、点数化する加点方式により行い。合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。

なお、採点の結果が配点合計の6割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。

【選定基準及び評価項目】

区 分	配点	選定基準	評 価 項 目	採点
公平性・ 透明性	25	市民の平等利用 が確保されるこ と	『市民の平等利用が確保されること』に対する基本的 な考え方（理解度、取組姿勢など）	
			平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	
			情報公開、広報の方策	
			個人情報保護するための方策	
			その他申請者の提案によるもの	
			小 計	
効果性	60	事業計画書の内 容が、対象施設 の効用（設置目 的）を最大限発 揮するものであ ること	『事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的） を最大限発揮するものであること』に対する基本的な 考え方（理解度、取組姿勢など）	
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有 無、内容	
			利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	
			利用者に対するサービス向上の方策（窓口対応、プロ モーション、設備の整備など）	
			利用促進、利用者増の方策	
			サービスの質を確保するための体制、モニタリングな ど	
			施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフ の配置	
			その他申請者の提案によるもの	
			小 計	
効率性	30	事業計画書の内 容が、管理経費 の縮減が図られ るものであるこ と	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるも のであること』に対する基本的な考え方（理解度、取 組姿勢など）	
			指定管理経費の設定額	
			指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランス など）	
			収支計画の妥当性	
			管理経費縮減の具体的方策	
			スタッフ配置の妥当性（無理はないか）	
			その他申請者の提案によるもの	
			小 計	
安定性・ 安全性	55	事業計画書に 沿った管理を安 定して行う物的 能力、人的能力 を有しているこ と	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、 人的能力を有していること』に対する基本的な考え方 （理解度、取組姿勢など）	
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務など の実績	
			経営基盤の安定性	
			組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有 する資格、ノウハウ、専門知識など	
			スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制	
			スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策	
			リスクへの対応方策（利用者への安全確保策、防止策、 非常時の対応マニュアルなど）	
			リスクへの対応能力（資金力、損害賠償能力など）	
			その他申請者の提案によるもの（学校及び教育委員会 との連携等）	
			小 計	
貢献性	30	事業計画書の内 容が、岐阜市あ るいは施設があ る特定の地域 （以下「地元」 という。）の振 興、活性化など に貢献できるも のであること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特 定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化な どに貢献できるものであること』に対する基本的な考 え方（理解度、取組姿勢など）	
			地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託 先）	
			地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用	
			地元での資材等の調達	
			地元での社会活動等への参加	
			その他申請者の提案によるもの	
			小 計	
配点合計	200		合 計	

● 総合評価

審査結果	審査内容（選定・不選定の理由等）

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目的事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

10 指定までのスケジュール

内容	日程
申請要項の配布	令和8年7月15日(水)～
質問受付期間	令和8年7月20日(月)～令和8年8月7日(金)
申請書受付期間	令和8年7月15日(水)～令和8年8月20日(木)
第1次審査（資格審査等）	令和8年8月下旬～9月中旬頃
第2次審査（提案内容等の審査）	令和8年9月下旬～10月上旬頃
選定結果の通知・公表	令和8年11月上旬頃
市議会へ指定議案・債務負担行為設定議案を上程	令和8年11月下旬
指定の通知	令和8年12月下旬
協定書の締結	令和9年1月中旬頃
事務準備及び事務引継ぎ	令和9年1月中旬～3月下旬頃

※都合によりスケジュールの変更をする場合があります。

11 申請手続等

(1) 申請書類等の提出方法等

市のホームページ又は岐阜市教育委員会事務局 社会・青少年教育課（岐阜市司町40番地118階）から申請書類を入手し、社会・青少年教育課へ直接持参、市ホームページの専用フォームを使用し、提出又は簡易書留等、記録が残る方法により提出してください。（提出期間内必着）

なお、ファクシミリでの提出は認めないほか、提出された書類は、指定管理者が選定されるまでの間は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は認めません。

また、市ホームページの専用フォーム等、オンラインで提出する場合であっても、下記のア～エについては、必ず郵送又は持参にて提出してください。

ア 指定管理者指定申請にかかる誓約書（様式2）

イ 役員名簿照会及び同意書（様式11）

ウ 登記事項証明書（全部事項証明書）

エ 納税証明書

申請受付期間は、令和8年8月20日（木）までとし、申請に要する経費は全て申請者の負担となります。また、申請の受付時間は、午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）とします。

■提出専用フォームのアドレス ⇒ <https://logoform.jp/form/BcLm/1666230>

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

- ・原本1部、副本8部（副本は原本の複写可）を提出してください。
- ・書類はすべてA4サイズで統一してください。
- ・提出していただいた書類は、返却いたしません。

(3) 質問の受付

- ① 受付期間 令和8年7月20日(月)～令和8年8月7日(金)
- ② 受付手続 質問がある場合、上記期間内に質問をお願いします。質問及び回答は、市のホームページ及び社会・青少年教育課で公表します。なお、質問に対する回答は、申請要項等と一体のものとして同等の効力を有します。
- ③ 受付方法等 質問票(様式12)により、質問の内容を簡潔にまとめて、郵送、Eメール又は持参により、社会・青少年教育課へ送付してください。
Eメールの場合、メール表題は「青少年会館 指定管理者質問票」としてください。電話又は窓口での質問にはお答えできません。

(4) 申請に関する留意事項

- ① 働きかけの禁止
選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。
「働きかけ」の基準及びその判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。
- ② 虚偽の記載をした場合の取り扱い
申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ③ 申請書類の取り扱い
申請書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。
- ④ 申請の辞退
申請受付後に辞退する場合は、**辞退届(様式13)**を提出してください。
- ⑤ 提出書類の著作権
市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- ⑥ 追加書類の提出
市が必要と認める場合は、追加で書類の提出を求めることがあります。
- ⑦ 情報公開制度の対象
申請者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。
- ⑧ 資料等の目的外使用の禁止
市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

12 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市教育委員会事務局 社会・青少年教育課 社会教育係(担当:安福・水野)
〒500-8701 岐阜市司町40番地1(18階)
電話:058-214-2367(課直通)
E-mail:s-kyouiku@city.gifu.gifu.jp

資料 1

指定管理料上限額 積算根拠

(単位：円)

費目		R9年度	R10年度	R11年度	合計
人件費		81,587,418	81,587,418	81,587,418	244,762,255
	フルタイム職員	52,628,221	52,628,221	52,628,221	157,884,663
	パート・アルバイト等	28,959,197	28,959,197	28,959,197	86,877,592
光熱水費		8,672,875	8,672,875	8,672,875	26,018,626
	電気料金	0	0	0	0
	都市ガス料金	0	0	0	0
	灯油料金	18,411	18,411	18,411	55,233
	LPガス料金	35,310	35,310	35,310	105,930
	重油料金	6,917,114	6,917,114	6,917,114	20,751,341
	上下水道料金	1,702,041	1,702,041	1,702,041	5,106,123
軽油・ガソリン		177,880	177,880	177,880	533,640
消耗品費		3,789,313	3,789,313	3,789,313	11,367,939
食糧費		486,137	486,137	486,137	1,458,411
謝金・旅費		524,467	524,467	524,467	1,573,401
通信運搬費		429,173	429,173	429,173	1,287,519
修繕費		4,522,646	4,522,646	4,522,646	13,567,938
印刷製本費		273,240	273,240	273,240	819,720
保険料		523,487	523,487	523,487	1,570,461
手数料		4,202,822	4,202,822	4,202,822	12,608,466
委託料		29,053,493	29,053,493	29,053,493	87,160,479
賃借料		440,015	440,015	440,015	1,320,045
消耗什器備品費		690,910	690,910	690,910	2,072,730
負担金		169,410	169,410	169,410	508,230
公課費		6,179,224	6,179,224	6,179,224	18,537,672
事務局費		8,419,811	8,419,811	8,419,811	25,259,433
		150,142,322	150,142,322	150,142,322	450,426,965

確定額	150,143,000	150,143,000	150,143,000	450,429,000
-----	-------------	-------------	-------------	-------------

〔別紙〕「提出書類一覧」及び「様式」

提出書類一覧	備考
(1) 指定管理者指定申請書	様式 1
(2) 指定管理者指定申請にかかる誓約書	様式 2
(3) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類	
(4) 施設の管理に関する収支予算書（指定の期間分）	様式 3
(5) 施設の管理に関する事業計画書（指定の期間分）	様式 4
(6) 団体の概要 ① 団体概要書 ② 役員の名簿及び履歴書 ③ 事業概要及び活動状況を記した書類（パンフレットでも可）	様式 5
(7) 管理運営明細書	様式 6
(8) 法人にあつては該当法人の ① 登記簿謄本 ② 国税及び地方税の納税証明書 ③ 財産目録 ④ 貸借対照表 ⑤ 損益計算書（収支計算書） ⑥ 事業報告書	・法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類 ・①については、提出日前 3 ヶ月以内のもの ・②について、法人でない場合は、団体の代表者の証明書 ・②は過去 3 年間の納税証明書 ・④～⑥は直近 3 事業年度の決算期のもの
(9) 職員・従業員調書	様式 7
(10) 職員研修実績	様式 8
(11) 個人情報保護や情報公開の取扱い	様式 9
(12) 類似施設等管理実績報告書	様式10
(13) 役員名簿照会及び同意書	様式11
(14) 質問票	様式12
(15) 辞退届	様式13

岐阜市少年自然の家指定管理者指定申請に係る様式集

様式1	指定管理者指定申請書
様式2	指定管理者指定申請にかかる誓約書
様式3	施設の管理に関する収支予算書(指定の期間分)
様式4	施設の管理に関する事業計画書(指定の期間分)
様式5	団体概要書
様式6	管理運営明細書
様式7	職員・従業員調書
様式8	職員研修実績
様式9	個人情報保護や情報公開の取扱い
様式10	類似施設等管理実績報告書
様式11	役員名簿照会及び同意書
様式12	質問票
様式13	辞退届

様式 1
様式（第 2 条の 3 関係）

岐阜市少年自然の家指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

(あて先)岐阜市教育委員会

団体名	_____
団体所在	_____
代表者名	_____

岐阜市少年自然の家の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 提出書類

- (1) 定款、規約又はこれに類する書類
- (2) 施設の管理に関する収支予算書
- (3) 事業計画書
- (4) 団体の概要及び活動状況を記した書類
- (5) 上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 担当者連絡先

岐阜市少年自然の家 指定管理者指定申請にかかる誓約書

岐阜市少年自然の家の指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

また、後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

記

- 1 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の取り消しを受けていないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- 5 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- 6 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- 7 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納がない団体であること。

令和 年 月 日

（あ て 先） 岐阜市教育委員会

所在地

団体名

代表者

印

様式 3

岐阜市少年自然の家 施設の管理に関する収支予算書（令和 年度）

申請者 所在地

団体名

代表者

(単位：円)

		内 訳	金 額	備 考
収入合計 (A)				
項 目	委託料	岐阜市からの委託		
支出合計 (B)				
項 目	人件費	管理運営明細書のとおり		
	一般管理費	管理運営明細書のとおり		
	事業費	管理運営明細書のとおり		
	その他	管理運営明細書のとおり		
収支 (A) - (B)				

※ 指定の期間内の収支予算書を作成してください。（3年間同じ予定の場合は、みだしの年度のところに令和9、10、11年度と記入してください。）

※ 収支予算における消費税及び地方消費税の税率は10%としてください。

様式 4

岐阜市少年自然の家 施設の管理に関する事業計画書（令和 _____ 年度）

項 目	内 容
1 住民の平等利用が確保されること	「住民の平等利用が確保されること」に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
	平等利用を確保するための体制、モニタリングなど
	情報公開・広報の方策
	個人情報保護するための方策 ※様式 9 個人情報保護や情報公開の取扱いのとおり
	その他申請団体の提案によるもの

2 事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること	『事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
	既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容
	利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策
	利用者に対するサービス向上の方策（窓口対応、プロモーション、設備の整備など）
	利用促進、利用者増の方策

2 事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること	サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど
	施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置
	その他申請団体の提案によるもの

3 事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
	指定管理経費の設定額 ※様式3 収支予算書のとおり
	指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）
	収支計画の妥当性
	管理経費縮減の具体的方策
	その他申請団体の提案によるもの

4 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
	当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績 ※様式10 類似施設等管理実績報告書のとおり
	経営基盤の安定性
	スタッフ配置の妥当性（無理はないか）
	組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など
	スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制
	スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策
	リスクへの対応方策（利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど）
	リスクへの対応能力（資金力、損害賠償能力など）
	その他応募者の提案によるもの（学校及び教育委員会との連携等）

5 事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）
	地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）
	地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用
	地元での資材等の調達
	地元での社会活動等への参加
	その他申請団体の提案によるもの

※1 指定期間分の事業計画書を作成してください。（3年間同じ場合は、みだしの年度のところに、令和9、10、11年度と記入してください。）

※2 該当箇所に書ききれない場合は、別紙に記載してください。

様式 5

団 体 概 要 書

法人又は団体名			
代表者職・氏名			
本社等の主たる事業所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構成員の人数	人
資 本 金 (法人の場合)	円		
提 携 団 体 (他団体と連携して管理を行う場合に記入すること)			
特 記 事 項			

※ 特記事項がある場合は、記入してください。（例：現在、指定管理に携わっている公共施設）

様式 6

岐阜市少年自然の家における管理運営明細書 （令和 _____ 年度）

申請者 所在地

団体名

代表者

(単位：円・税込)

項目		内容等	金額	備考
人件費				
一般管理費				
事業費				
その他				
合計				

- ※ 内容等については、別紙に記載してもかまいません。
- ※ 指定の期間分の管理運営明細書を作成してください。（3年間同じ予定の場合は、みだしの年度のところに令和9、10、11年度と記入してください。）
- ※ 収支予算書と同様に、消費税及び地方消費税の税率は10%としてください。
- ※ 一般管理費…修繕料、光熱水費、賃借料、委託料など。
- ※ 事業費…主催事業・講座・研修等の事業費用（【内訳】 消耗品費、印刷製本費、保険料、報償費など。）

様式7

岐阜市少年自然の家 職員・従業員調書

申請者	所在地	_____
	団体名	_____
	代表者	_____

職員・従業員数

職 種 等		人 数	職 種 等		人 数
正 規			臨 時 ・ パ ー ト ・ 派 遣 等		
合 計			合 計		
総 合 計					

資格者名簿

番号	氏名	資格名称	認定団体	資格者証交付番号	取得年月日

※ 教員免許・野外活動の指導、養護教諭免許等を有する者を記入してください。

※ 資格の有効性を証明するものの写しを添付してください。

様式 8

職員研修実績

研修名称	研修内容・講師等	実施時期・期間

様式 9

個人情報保護や情報公開の取扱い

次の項目について該当するところに○を記入し、具体的な取組みや考えを記入してください。
また、規定などの資料があれば添付してください。

(1) 個人情報の取扱いについて

	規定に基づいて行っている	具体的な取組み状況
	約束事として行っている	
	検討中である	当該業務に関わっての考え
	今後検討予定である	
	特に何もしない	

(2) 情報公開体制について

	規定に基づいて行っている	具体的な取組み状況
	約束事として行っている	
	検討中である	当該業務に関わっての考え
	今後検討予定である	
	特に何もしない	

様式10

類似施設等管理実績報告書

申請者所在地

団体名

代表者

No.	施設名	所在地	施設内容・業務内容	運営形態 (直営、〇〇市からの運営委託など)	管理運営期間	
					開始	年 月 日
1					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
2					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
3					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
4					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
5					終了	年 月 日
					開始	年 月 日
6					終了	年 月 日
					開始	年 月 日

※ 青少年教育施設等の管理運営の方法について記入してください。

岐阜市少年自然の家
役員名簿照会及び同意書

団 体 名			
役 職 名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

指定管理者応募申請にかかる資格審査のため、上記内容を「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、照会することについて本人の了解を確認のうえ同意します。

令和 年 月 日

所在地

団体名

代表者

電 話

印

(あて先) 岐阜市教育委員会

様式12

岐阜市少年自然の家 指定管理者の申請に関する 質問票

(あて先) 岐阜市教育委員会

令和 年 月 日

申請者 所在地

団体名

代表者

電 話

メールアドレス

質問者名	質問者の連絡先
質問の内容 ※質問 1 件につき 1 枚をお願いします。	
回答欄	

※質問受付期間：令和8年7月15日(水)～令和8年8月20日(木)
必須項目をもれなくご記入の上、送付又は持参願います。
(電話又は窓口でのお問い合わせはご遠慮ください。)

【送付先】〒500－8701 岐阜市司町40番地1 18階
岐阜市教育委員会事務局 社会・青少年教育課
電話：058-214-2367 E-mail：s-kyouiku@city.gifu.gifu.jp

様式13

令和 年 月 日

(あて先) 岐阜市教育委員会

申請者 所在地

団体名

代表者

辞 退 届

岐阜市少年自然の家 の指定管理者の申請を辞退します。

担当者名	
電話番号	
E-Mailアドレス	